

事前協議（出店計画概要書意見照会）での指摘に対する店舗設置者の対応〔(仮称) スーパードラッグひまわり伴東〕(1/3)

項目	意見内容	回 答	その後の対応
交通	<p>【道路交通局 道路部 道路計画課】</p> <p>1 計画地北交差点において、「交通処理能力の検討で全交通流の処理は可能である」としているが、開店後に来退店車両を原因とする交通混雑等が発生した場合は、必要な対策を応じること。</p> <p>2 オープン時などの混雑が予測される場合には、交通誘導員を配置するなど円滑な交通誘導を行うこと。</p>	<p>1 承知しました。</p> <p>2 オープン時、繁忙日には交通整理員を配置し、円滑な交通誘導に努めます。またその状況により以後の配置計画を検討いたします。</p>	—
交通	<p>【道路交通局 道路部 道路課】</p> <p>平成30年8月23日に行った当課との協議内容が、今回の配置図・平面図に反映されていないが、協議内容の検討状況について教えていただきたい。</p> <p>〈協議内容〉</p> <p>(1) 新たな交差点へのカーブミラーと照明灯の設置について</p> <p>(2) 歩車道境界ブロックの設置位置（歩行者空間の確保）について</p> <p>(3) 横断歩道の設置について</p>	<p>ご意見があった旨を安佐南区維持管理課と安佐南警察署と協議しました。</p> <p>(1) 照明灯は、既存の電柱の移設に合わせて、付属の照明灯が交差点付近に移設される見込みです。 カーブミラーは、未定です。このため、現時点では図面には反映しておりません。</p> <p>(2) 開発道路のT字交差点の歩車道境界は、添付配置図に記載のR型となっている部分で、8月の協議時の図面よりも歩行者空間が広く確保されるような形状となっています。</p> <p>(3) 安佐南警察署を通じて横断歩道設置について協議しました。店舗敷地と駐車場敷地の間については設置しない、主要地方道広島豊平線の部分については、開店後の交通状況を見て必要性があれば検討することとして、現時点では開店時に合わせて設置することはない、との結論です。</p>	<p>(1) 照明灯は、公安委員会及び道路管理者の指示により、電柱の移設に伴い、照明灯の移設も既に完了しています。</p> <p>—</p> <p>—</p>
交通	<p>【広島県警察本部 交通部 交通規制課】</p> <p>周辺の交通状況や来退店の状況をこまめに確認し、交通誘導員の増強及び案内看板の設置並びに誘導経路等について継続的に検討を行い、交通の安全と円滑の確保に努めること。</p>	承知しました。	—
その他	<p>【都市整備局 都市計画課】</p> <p>申請場所は、第一種住居地域、第二種住居地域及び近隣商業地域に跨り、この度の計画により第一種住居地域と第二種住居地域の境界の根拠となる道が消滅する。そのため、境界の位置（道の中心）を記録に残すことについて、当課と別途協議をお願いします。</p>	都市計画課と用途地域境界の記録について協議します。	協議のうえ、平成30年11月29日付で都市計画課へ図面を提出しました。
その他	<p>【都市整備局 都市計画 都市デザイン担当】</p> <p>建築面積が1,000㎡を超えるため、工事着手の30日前かつ建築確認申請の前までに、都市計画課都市デザイン係へ景観法に基づく届出及び同届出に先立って行う事前協議を行うこと。</p>	安佐南区建築課へ事前協議に伺います。	広島市都市計画課都市デザイン係と協議を行ってします。 令和元年5月現在、届出準備中です。

事前協議（出店計画概要書意見照会）での指摘に対する店舗設置者の対応〔(仮称) スーパードラッグひまわり伴東〕(2/3)

項目	意見内容	回 答	その後の対応
その他	<p>【都市整備局 指導部 宅地開発指導課】</p> <p>計画に当たっては、都市計画法に基づく開発許可申請の内容と整合を図る必要がある。</p> <p>ついで、今後計画に変更が生じた場合は、速やかに当課と協議すること。</p>	<p>計画に変更が生じた場合は、速やかに宅地開発指導課へ協議に伺います。</p>	<p>平成30年12月19日付 開発許可 令和元年4月26日付 開発工事検査済証</p>
その他	<p>【安佐南区役所 建設部 建築課】</p> <p>1 小売店舗とドラッグストアの用途上可分不可分の関係に留意して、敷地設定を行い、確認申請を提出すること。</p> <p>2 敷地設定によっては建築物の高さ10mを超える場合、確認申請提出の30日前までに中高層条例に係る手続きが必要になるため、安佐南区農林建設部建築課【082-831-4952】へ相談すること。</p> <p>3 計画建物の床面積300㎡を超えるため、省エネルギー届出義務の対象となり、着工の21日前までに広島市都市整備局建築指導課【082-504-2288】へ提出すること。</p>	<p>1 承知しました。</p> <p>2 高さ10mを超える建築物がある場合は、必要な手続きを行います。</p> <p>3 必要な届出を行います。</p>	<p>1 4月23日確認申請 5月9日許可</p> <p>2 -</p> <p>3 4月19日届出</p>
その他	<p>【教育委員会 青少年育成部 育成課】</p> <p>営業予定時間が夜遅くにまで及んでおり、青少年がい集する状況も予想されるので、その場合は、青少年健全育成の観点から、帰宅を促す等の対応をお願いする。</p>	<p>日没後に青少年のい集が見られる場合には、帰宅を促す声かけを行います。</p>	<p>-</p>
その他	<p>【教育委員会 健康教育課 学校安全対策担当】</p> <p>1 計画地南側の市道（安佐南4区249号線）が伴東小学校の通学路に指定されている。</p> <p>計画概要書の周辺見取図に通学路側からの来退店・入出庫経路を図示すること。</p> <p>また、登下校の時間帯が荷さばき及び営業時間と重なるため、駐車場出入口やその周辺において、必要に応じて交通整理員の配置や安全確認の看板設置等、児童の通学の安全確保に配慮していただきたい。</p>	<p>周辺見取図に車両動線の矢印を図示します。ただし、店舗としては、当該道路は周辺に居住される方の利用を想定しており、広域からの来店経路として案内は行いません。</p> <p>オープン時に交通整理員を配置し、状況をみながら、その後の配置や看板の措置について検討し、適切に対応いたします。</p>	<p>-</p>

事前協議（出店計画概要書意見照会）での指摘に対する店舗設置者の対応〔(仮称) スーパードラッグひまわり伴東〕(3/3)

<p>その他</p>	<p>【広島県警察本部 生活安全部 生活安全総務課】 防犯対策について、以下の対策が必要となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保安体制の整備 保安責任者の配置し、防犯設備等の維持管理や従業員に対する防犯指導を行うなど、保安体制の整備を図る。 2 録画機能付き防犯カメラの設置 防犯上の観点から効果的な位置を検討し、店舗出入口・レジ付近・従業員出入口付近、駐車場等に録画機能付き防犯カメラを設置し、適切な運用管理に努める。 3 防犯機材の備え付け カラーボール・防犯ミラー・防犯ベルなどを適切に配置するとともに、駐車場等で暗い部分が生じないように夜間照明設備を配置し、刺股・防護盾等の必要な防犯機器の備え付けに配慮する。 また、自転車盗対策として、サイクルラック等の固定器具の導入に配慮する。 4 従業員及び警備員による巡回や閉店後の機械警備 適宜店内を巡回し、声掛けを積極的に行う。 閉店後は、防犯体制に間隙を生じさせないよう機械警備を活用する。 5 要所への確実な施錠 事務室等の一般客立入禁止部分及び閉店後の敷地出入口は、確実に施錠する。 6 防犯対策への協力体制の確保 地元警察署、管轄交番と連携する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 店長を保安責任者として、従業員に対して防犯指導體制の整備を図ります。 2 防犯上の観点から有効的な位置を検討し、録画機能付き防犯カメラを適切に設置します。 3 必要な防犯機材を適切に設置します。 4 営業時間中は適宜警備員及び従業員による巡回を行います。 営業時間以外は警備会社による機械警備を行います。 5 事務所等への一般客の立入りを制限する表示等を設けるとともに、施錠を確実にいたします。 6 店長を責任者として、防犯対策への協力体制を確保します。 	<p>—</p>
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

大規模小売店舗立地連絡調整会議の関係者意見及び店舗設置者の回答〔(仮称) スーパードラッグひまわり伴東店〕(1/1)

項目	意見内容	回答
騒音	予測地点B及び予測地点Eにおいて、夜間の騒音の予測結果が規制基準値を上回っているため、荷さばき施設の位置の変更、遮音壁の設置等について、検討すること。	<p>夜間の荷さばき作業については、ププレひまわりの運営の都合により、夜間搬入が1台発生するため、なるべく住居に隣接しない場所として、店頭に荷さばき施設No.2を設置する計画としています。騒音の影響が予測される直近の住居（予測地点B）は、当該計画地の地権者宅であり、施設の配置及び運営については、計画当初よりご理解をいただいております。</p> <p>次に影響を受ける予測地点Eについては、元々居住者と敷地境界の構築物の設置について協議を行っており、住宅の東側境界面に遮音効果がある壁を設置する方向で調整しています。</p> <p>ソフト面に対応できる対策として、搬入車両に対しての場内最徐行、騒音を抑制した作業の実施を徹底します。また夜間に帰宅する従業員車両は、住居に隣接しない駐車区画に駐車します。</p> <p>しかしながら、オープン後に騒音に関する苦情が生じた場合には誠意をもって対応します。</p>